

第一条の六の次に次の一条を加える。

(準用)

第一条の七 医薬品等の輸入販売業については、第一条の四の二から第一条の四の七までの規定を準用する。この場合において、第一条の四の六第一項中「第十二条第二項及び第十八条第一項」とあるのは「第二十二条第二項及び第二十三条において準用する法第十八条第一項」と、第一条の四の七第一項中「法」とあるのは「法第二十三条において準用する法」と読み替えるものとする。

第二条の見出しを「薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の交付等」に改め、同条第一項中「定める市」の下に「以下「保健所を設置する市」という。」を加え、「及び第四条」を「から第四条の三まで」に改め、「許可台帳に必要な事項を記載し」を削り、同条第二項中「前項の許可台帳に必要な事項を記載し」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三條 薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付

第三條 薬局開設又は医薬品の販売業者は、薬局開設又は医薬品の販売業の許可証（法第二十六条第三項ただし書の許可に係る許可証を含む。以下同じ。）の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生省令の定めるところにより、申請書に許可証を添え、薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。次条及び第四条の二において同じ。）に対して行わなければならない。

（薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付）
第四條 薬局開設又は医薬品の販売業者は、薬局開設又は医薬品の販売業の許可証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生省令の定めるところにより、薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、許可証を破り、又は汚した薬局開設者又は医薬品の販売業者は、申請書にその許可証を添えなければならない。

3 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、直ちに薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事にこれを返納しなければならない。

第四條の次に次の三條を加える。
（薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の返納）
第四條の二 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、法第七十五条第一項の規定による薬局開設又は医薬品の販売業の許可の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事に薬局開設又は医薬品の販売業の許可証を返納しなければならない。

（薬局開設又は医薬品の販売業の許可台帳）
第四條の三 都道府県知事は、法第五十一条第一項、第二十六条第一項及び第三項ただし書、第二十八条第一項、第三十条第一項並びに第三十五条の規定による許可に関する台帳を備え、厚生省令の定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

（届出の特例）
第四條の四 薬局又は医薬品の販売業の店舗において医療用具の販売業者若しくは貸貸業を併せ行う薬局開設者又は医薬品の販売業者が、当該薬局又は店舗に關し、次の各号に掲げる薬局又は医薬品の販売業に係る届出を行つたときは、それぞれ当該各号に定める医療用具の販売業又は貸貸業に係る届出を行つたものとみなす。ただし、厚生省令の定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 薬局開設又は医薬品の販売業の許可申請 法第三十九条第一項の規定による届出
二 薬局又は医薬品の販売業の業務を廃止し、休止し、又は休止した薬局又は医薬品の販売業の業務を再開した場合における法第十条（法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出 医療用具の販売業又は貸貸業の業務を廃止し、休止し、又は休止した医療用具の販

売業又は貸貸業の業務を再開した場合における法第四十条において準用する法第十条の規定による届出

三 法第十条（法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出 法第四十条において準用する法第十条の規定による変更の届出

2 前項の薬局又は医薬品の販売業に係る申請又は届出が保健所設置市の市長又は特別区の区長に對してなされたときは、当該保健所設置市の市長又は特別区の区長は、速やかに、その旨を店舗の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條の二及び第十四條の三を削る。
第十五條第一項中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具（以下この条において「医薬品等」という。）を「医薬品等」に改める。
第十五條の四の見出しを「都道府県が処理する事務」に改め、同条第一項中「厚生大臣の権限」の下に「に属する事務」を加え、「が行うこととする」に改め、同項第一号及び第二号中「権限」の下に「に属する事務」を加え、同項第三号中「権限」の下に「並びに前号の医薬品の製造に係る法第七十四条の二第一項から第三項までに規定する権限に属する事務」を加え、同条第二項中「厚生大臣の権限」及び「第一号に掲げる権限」の下に「に属する事務」を加え、「都道府県知事に」、「を」都道府県知事に「に、」までに掲げる権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行うこととする」に改め、同項ただし書中「厚生大臣が」の下に「第一号の二及び」を、「第三号に掲げる権限」の下に「に属する事務」を加え、同項第一号中「権限」の下に「に属する事務」を加え、同号の次に次の一号を加える。
一の二 前号に規定する医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造又は輸入に係る法第七十四条の二第一項から第三項までに規定する権限に属する事務
第十五條の四第二項第二号中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「前号」を「第一号」に改め、同号イ中「第一号の二第一項第四号」を「第一号の二の二第一項第四号」に改め、同項第三号及び第四号中「権限」の下に「に属する事務」を加える。
第十五條の四に次の一項を加える。
4 第一項及び第二項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生大臣に關する規定は、都道府県知事に關する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
第十六條中「薬局」の下に、「医薬品等の製造業及び輸入販売業」を加え、同條の次に次の一條を加える。
（事務の区分）
第十六條の二 第一条の四の二第二項において読み替えて適用される同条第一項（第一条の七において準用する場合を含む。）、第一条の四の三第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第二項（これらの規定を第一条の七において準用する場合を含む。）、第一条の四の四第二項及び第四項並びに同条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項（これらの規定を第一条の七において準用する場合を含む。）、第一条の四の五第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項（これらの規定を第一条の七において準用する場合を含む。）、第一条の四の六第二項において読み替えて適用される同条第一項（第一条の七において準用する場合を含む。）、第一条の四の七第二項において読み替えて適用される同条第一項（第一条の七において準用する場合を含む。）、第一条の五の三（第一条の七において準用する場合を含む。）、第八条から第十一条まで、第十五条第一項並びに第十五条の四第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十七条中「定める市」の下に「(以下「保健所を設置する市」という。)」を加え、「及び第四条」を「から第四条の三まで」に改める。

別表第二中「第一条の二」を「第一条の二」に改める。
(薬剤師法施行令の一部改正)

第四十七条 薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。
(事務の区分)

第十一條 第一條、第三條第二項、第四條第一項、第五條第二項、第六條第二項及び第五項並びに第七條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(児童扶養手当法施行令の一部改正)

第四十八條 児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第五條の三中「都道府県」の下に「市(特別区を含む)」及び福祉事務所を設置する町村」を加える。
第六條の見出しを「福祉事務所を管理しない町村長が行う事務」に改め、同条中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に、「市町村長(特別区の区長を含む)」に行わせる」を「福祉事務所を管理しない町村長が行うこととする」に改める。

(平成十四年七月以前の月分の児童扶養手当に関する経過措置)
第四十九條 平成十四年七月以前の月分の児童扶養手当について地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第二百六條の規定による改正後の児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十二條、第二十三條又は第二十九條の規定を適用する場合には、同法第十二條第二項中「都道府県、市(特別区を含む)」又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。))とあるのは「都道府県」と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事等」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十九條第一項及び第二項中「都道府県知事等」とあるのは「都道府県知事、市長(特別区の区長を含む)」又は福祉事務所を管理する町村長」とする。

2 平成十四年七月以前の月分の児童扶養手当に係る支給に要する費用及び支払に関する事務については、なお従前の例による。
(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正)

第五十條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和三十八年政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第二條の見出しを「都道府県が処理する事務」に改め、同条中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「委任し」を「が行うこととし」、「に委任する」を「が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする」に改め、同条を第三條とする。

第一條の次に次の一条を加える。
(特別給付金の請求等に係る経由)

第二條 特別給付金に関する請求及び法第十一條の二第二項の規定に基づく届出は、厚生省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む)又は都道府県知事を経由して行わなければならない。
本則に次の一条を加える。
(事務の区分)

第四條 前二條の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第二條の規定により市町村(特別区を含む)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(老人福祉法施行令の一部改正)
第五十一條 老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改める。

(社会福祉審議会令の一部改正)
第五十二條 社会福祉審議会令(昭和三十八年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「社会福祉審議会(以下「審議会」という。)」を「中央社会福祉審議会」に、「中央社会福祉審議会にあつては二年、地方社会福祉審議会にあつては三年」を「二年」に改める。

第一條の二中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に改める。
第一條の三第一項及び第二項中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、同条第三項中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に改める。

第二條第一項中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、「民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に改める。
第三條に見出しとして「(民生委員専門審査分科会)」を付し、同条第一項中「審議会」を「地方社会福祉審議会(社会福祉事業法第六條第二項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「審議会」を「地方社会福祉審議会」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第五條及び第七條中「審議会」を「中央社会福祉審議会」に改める。
(戦傷病者特別援護法施行令の一部改正)

第五十三條 戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)の一部を次のように改正する。
第九條の次に次の一条を加える。
(国立保養所への入所の請求に係る経由)

第九條の二 法第二十二條の規定による国立保養所への入所の請求は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。
第十三條の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条第一項中「権限及び」を削り、「に委任する」を「が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令の規定中当該事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする」に改め、同項第一号中「を除く。」の下に「に属する事務」を加え、同項第三号から第六号までの規定中「権限」の下に「に属する事務」を加え、同項第七号中「を除く。」の下に「に属する事務」を加え、同項第八号及び第十号中「権限」の下に「に属する事務」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「第一項の」を「前項の」に、「行使する」を「行う」に改め、同項を同条第二項とする。

本則に次の二條を加える。
(権限の委任)

第十四條 法第二十二條に規定する厚生大臣の権限は、国立保養所の長に委任する。
(事務の区分)

第十五條 第九條の二、第十三條第一項及び附則第八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
附則第八條の見出しを「(都道府県による事務の処理)」に改め、同条中「権限及び」を削り、「委任」を「処理」に改める。
(母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正)

第五十四條 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第一條の二(見出しを含む)中「第七條第四項ただし書」を「第七條第三項ただし書」に、「第十一條の二第五号」を「第十一條第一項第五号」に改める。

第十二條中「第八條第二項」を「第八條第四項」に、「同項ただし書」を「同条第二項ただし書」に改め、「あつては」の下に「同項ただし書に規定する」を加える。
第三十六條第一項中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改める。

〔戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部改正〕
 第五十五条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「都道府県が処理する事務」に改め、同条中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「委任し」を「が行うこととし」、「に委任する」を「が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする」に改め、同条を第三条とする。

（特別弔慰金の請求等に係る経由）
 第二条 特別弔慰金に関する請求、法第二条の三の規定に基づく申請及び法第十三条の二第二項の規定に基づく届出は、厚生省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む）又は都道府県知事を経由して行わなければならない。

（事務の区分）
 第四条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第二条の規定により市町村（特別区を含む）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（理学校療法士及び作業療法士法施行令の一部改正）
 第五十六条 理学校療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十九条とし、第八条中「この政令で」を「前各条に」に改め、同条の次に次の十条を加える。
 （学校又は養成施設の指定）
 第九条 主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学校療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

（指定の申請）
 第十条 前条の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出）
 第十一条 第九条の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

（報告）
 第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

（報告の徴収及び指示）
 第十三条 主務大臣は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に對して報告を求めることができる。
 第十四条 主務大臣は、第九条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に對して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）
 第十四条 主務大臣は、指定学校養成施設が第九条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。
 （指定取消しの申請）
 第十五条 指定学校養成施設について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。
 （国の設置する学校養成施設の特例）
 第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十条	設置者	所管大臣
第十一条	設置者	所管大臣
第十二条	設置者	所管大臣
第十三条	設置者又は長	所管大臣
第十三条	設置者又は長	所管大臣
第十三条	設置者又は長	所管大臣
第十四条	指示	勧告
第十五条	申請	申出
第十五条	設置者	所管大臣

(主務省令への委任)
第十七条 第九条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成施設の指定に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)
第十八条 この政令における主務大臣は、法第十一条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に關する事項については文部大臣とし、法第十一条第一号若しくは第二号の規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に關する事項については厚生大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。
本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七條、第十条から第十二条まで並びに第十五条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(母子保健法施行令の一部改正)
第五十七条 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正)
第五十八条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十一年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行うこととする」。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生大臣に關する規定は、都道府県知事に關する規定として都道府県知事に適用するものとする」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。
(特別給付金の請求に係る経由)

第三条 特別給付金に關する請求は、厚生省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。)及び都道府県知事を經由して行わなければならない。

(事務の区分)

第五条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第三条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生年金基金令の一部改正)
第五十九条 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三号及び第五十六条中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。
(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令の一部改正)

第六十条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十二年政令第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任し」を「が行うこととし」、「に委任する」を「が行うこととする」。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生大臣に關する規定は、都道府県知事に關する規定として都道府県知事に適用するものとする」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(特別給付金の請求に係る経由)
第二条 特別給付金に關する請求、法第三条第三項の規定に基づく申請及び法第十四条第二項の規定に基づく届出は、厚生省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。)又は都道府県知事を經由して行わなければならない。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第四条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第二条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(社会保険労務士法施行令の一部改正)
第六十一条 社会保険労務士法施行令(昭和四十三年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「都道府県知事及び都道府県労働基準局長」を「地方社会保険事務局長及び都道府県労働局長」に改める。

(医療関係者審議会令の一部改正)
第六十二条 医療関係者審議会令(昭和四十四年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第二十六條第二項並びに」を削る。
(視能訓練士法施行令の一部改正)

第六十三条 視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
第八条中「この政令で」を「前各条に」に改める。

本則に次の一条を加える。
(学校又は養成所の指定)

第十条 主務大臣は、視能訓練士法第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は視能訓練士養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第十一条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。)を經由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)
第十二条 第十条の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を經由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を經由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を經由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)
第十四条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第十条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。